

福岡市 監査基準

施 設 運 営

(令和8年度)

別 添 資 料

「社会福祉施設の職員配置基準等について」

福岡市福祉局

目 次

- 1 養護老人ホームの職員配置基準等
- 2 特別養護老人ホームの職員配置基準等
- 3 軽費老人ホーム（A型）の職員配置基準等
- 4 ケアハウスの職員配置基準等
- 5 障がい者支援施設の職員配置基準等
- 6 救護施設の職員配置基準等

1 養護老人ホームの職員配置基準等

1 一般養護老人ホームの規模別職員配置表

①共通職員分

職種 入所者	施設長	事務員	看護職員	管理栄養士又は 栄養士	調理員等	医師
20	1		1	1	実情に応じた数	必要な数
30	1		1	1		
40	1		1	1		
50	1	1	1	1		
60	1	1	1	1		
70	1	1	1	1		
80	1	2	1	1		
90	1	2	1	1		
100	1	2	1	1		
110	1	2	2	1		
120	1	2	2	1		
130	1	2	2	1		
140	1	2	2	1		
150	1	2	2	1		

②特定施設の指定を受けていない場合

職種 入所者	相主 談任 員生 活	相生 談活 員	支主 援任 員	支 援 員
20	1	0	1	1
30	1	0	1	1
40	1	1	1	2
50	1	1	1	3
60	1	1	1	3
70	1	2	1	4
80	1	2	1	5
90	1	2	1	5
100	1	3	1	6
110	2	2	1	7
120	2	2	1	7
130	2	3	1	8
140	2	3	1	9
150	2	3	1	9

※（ ）書きは非常勤職員であり、調理員等については再掲。

※生活相談員、支援員、看護職員については、常勤換算法により置くべき人数。

2 盲（聴）養護老人ホームの規模別職員配置表

①共通職員分

職種 入所者	施設長	事務員	看護職員	管理栄養士又は 栄養士	調理員等	医師
20	1		2	1	3 (1)	(1)
30	1		2	1	3 (1)	(1)
40	1		2	1	4 (2)	(1)
50	1	1	2	1	4 (1)	(1)

②特定施設の指定を受けていない場合

職種 入所者	相主 談任 員生 活	相生 談活 員	支主 援任 員	支 援 員
20	1	1	1	3
30	1	1	1	4
40	1	2	1	5
50	1	2	1	6

※（ ）書きは非常勤職員であり、調理員等については再掲。

※生活相談員、支援員、看護職員については、常勤換算法により置くべき人数。

1 養護老人ホームの職員配置基準等

項 目	根拠法令等	規 定 内 容 等
3 共通事項	福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成25年1月31日福岡市規則第7号） ※ただし、(6) 調理員については、福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年12月27日福岡市条例第63号）第8条	○第5条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 ○第9条（職員配置の基準） ※(6) 調理員を除く。 (1) 施設長 1 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 (3) 生活相談員 主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。 (4) 支援員 主任支援員は、常勤でなければならない。 (5) 看護職員（看護師又は准看護師） 看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 ※(6) 調理員（福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第8条） 調理業務の全部を委託する場合は調理員を置かないことができる。 (7) 入所者数について 入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。 (8) 常勤換算について 常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
4 職員の資格	福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成25年1月31日福岡市規則第7号） 社会福祉法 社会福祉施設の長の資格要件について（昭和53年2月20日社庶第13号） 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号）	○第4条 1 施設長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 ○第19条第1項 (1) 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 (2) 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 (3) 社会福祉士 (4) 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 (5) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの ○施設長の具備すべき要件のうち抽象的要件についての判断基準 「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者を、当該要件を具備する者とする。 ○基準第5条の生活相談員の資格要件のうち「同等以上の能力を有すると認められる者」 社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、入所者の生活の向上を図るため適切な指導を行う能力を有すると認められる者。

2 特別養護老人ホームの職員配置基準等

1 特別養護老人ホームの規模別職員配置表

入所者数／区分	施設長	生活相談員	介護職員・看護職員		機能訓練指導員	栄養士又は管理栄養士	医師	調理員事務員他	介護支援専門員
			総 数	うち看護職員					
～ 30人	1	1	1～ 10	1	1	1	必要な 人数	実情に 応じた 適当数	1
31人～ 50人	1	1	11～ 17	2	1	1			1
51人～100人	1	1	17～ 34	3	1	1			1
101人～130人	1	2	34～ 44	3	1	1			1
131人～180人	1	2	44～ 60	4	1	1			1
181人～200人	1	2	61～ 67	5	1	1			1
201人～230人	1	3	67～ 77	5	1	1			1
231人～280人	1	3	77～ 94	6	1	1			1
281人～300人	1	3	94～100	7	1	1			1
			3人又はその 端数を増す ごとに1人以 上						

項 目	根拠法令等	規 定 内 容 等
2 配置数等	福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成25年1月31日福岡市規則第8号） ※ ただし、(6) 栄養士又は管理栄養士については、福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年12月27日福岡市条例第68号）第5条 福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（平成25年1月31日福岡市規則第10号）第3条	○第5条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。 ○第9条（職員配置の基準） ※(6) 栄養士又は管理栄養士を除く。 (1) 施設長 1 施設長は、常勤でなければならない。 (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数。 (3) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上。 生活相談員は、常勤の者でなければならない。 (4) 介護職員又は看護職員（看護師若しくは准看護師）の総数 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。 (5) 看護職員の数 1人以上は常勤でなければならない。 ①入所者数が30以下：常勤換算方法で1以上 ②入所者数が30を超50以下：常勤換算方法で2以上 ③入所者数が50を超130以下：常勤換算方法で3以上、 ④入所者の数が130を超：常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※(6) 栄養士又は管理栄養士 1以上（介護保険法に基づく基準。） （福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例第5条） 入所定員が40人以下の特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは置かないことができる。 (7) 機能訓練指導員 1以上 機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。 (8) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数 (9) 介護支援専門員（介護保険法に基づく基準。） 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人を標準とする。）

2 特別養護老人ホームの職員配置基準等

項 目	根拠法令等	規 定 内 容 等
	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	○入所者数について 入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。 ○常勤換算について 常勤換算方法とは、当該職員の勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。 ○医師及び調理員、事務員その他の職員について 医師及び調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（※入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。
3 職員の資格	福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成25年1月31日福岡市規則第8号） 社会福祉法 社会福祉施設の長の資格要件について 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号）	○第4条 (1)施設長 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 (2)生活相談員 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 (3)機能訓練指導員 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。 ○第19条第1項 (1)学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 (2)都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 (3)社会福祉士 (4)厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 (5)前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの ○施設長の具備すべき要件のうち抽象的要件についての判断基準 「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者を、当該要件を具備する者とする。 ○基準第5条第1項及び第2項の生活相談員の資格要件のうち「同等以上の能力を有すると認められる者」 社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者。 ○基準第5条第3項の機能訓練指導員の資格要件のうち「訓練を行う能力を有すると認められる者」 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復士、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者とする。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

3 軽費老人ホームA型の職員配置基準等

[illegible]

3 軽費老人ホームA型の職員配置基準等

項 目	根拠法令等	規 定 内 容 等
3 職員の資格	福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則(平成25年1月31日福岡市規則第9号) 社会福祉法 社会福祉施設の長の資格要件について	○第4条 (1)施設長 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 (2)生活相談員 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 ○第19条第1項 (1)学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 (2)都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 (3)社会福祉士 (4)厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 (5)前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定める者 ○施設長の具備すべき要件のうち抽象的要件についての判断基準 「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者を、当該要件を具備する者とする。

4 ケアハウスの職員配置基準等

1 ケアハウスの職員配置基準表

(単位：人)

職種 入所者	施設長	生活相談員	介護職員	栄養士又は 管理栄養士	事務員	その他の職員 調理員
20人	1	1	1	1	1	実情に応じた数 適当数
30人	1	1	1	1	1	
40人	1	1	2	1	1	
50人	1	1	2	1	1	
60人	1	1	2	1	1	
70人	1	1	2	1	1	
80人	1	1	2	1	1	
90人	1	1	2に 適当数 を加えた 数	1	1	
100人	1	1		1	1	
110人	1	1		1	1	
120人	1	1		1	1	
130人	1	2		1	1	
140人	1	2		1	1	
150人	1	2		1	1	

(注) 介護職員については、常勤換算法により置くべき人数。

2 特定施設入居者生活介護の指定を受けたケアハウスの職員配置基準表

(1) 共通職員

(単位：人)

職種 入所者	施設長	生活相談員	栄養士又は 管理栄養士	事務員	その他の職員 調理員
20人	1	1	1	1	実情に応じた数 適当数
30人	1	1	1	1	
40人	1	1	1	1	
50人	1	1	1	1	
60人	1	1	1	1	
70人	1	1	1	1	
80人	1	1	1	1	
90人	1	1	1	1	
100人	1	1	1	1	
110人	1	1	1	1	
120人	1	1	1	1	
130人	1	2	1	1	
140人	1	2	1	1	
150人	1	2	1	1	

(注) 介護職員については、常勤換算法により置くべき人数。

(2) 一般入所者に対しての介護職員 (単位：人)

職種 一般入所者	介護職員
20人	1
30人	1
40人	2
50人	2
60人	2
70人	2
80人	2
90人	2に 適当数 を加えた 数
100人	
110人	
120人	
130人	
140人	
150人	

4 ケアハウスの職員配置基準等

項 目	根拠法令等	規 定 内 容 等
3 配置数等	福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成25年1月31日福岡市規則第9号） ※ 福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年12月27日福岡市条例第65号）第7条	○第5条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。 ○第9条（職員配置の基準） (1) 施設長 1 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。 ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 (2) 生活相談員 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上。 生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、生活相談員のうち1人を置かないことができる。 (3) 介護職員 1人以上は常勤でなければならない。 ①一般入所者数が30以下：常勤換算方法で1以上 ②一般入所者数が30超80以下：常勤換算方法で2以上 ③一般入所者数が80超：常勤換算方法で2に実情に応じた適当数を加えた数 入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法より当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、介護職員のうち1人を置かないことができる。 ただし、(2)(3)に関わらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。 (4) 栄養士又は管理栄養士 1以上 1人以上は常勤でなければならない。 ※入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては、置かないことができる。 (5) 事務員 1以上 1人以上は常勤でなければならない。 入所定員が60人以下又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、置かないことができる。 (6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数 ※調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては、置かないことができる。
4 職員の資格	福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成25年1月31日福岡市規則第9号） 社会福祉法 社会福祉施設の長の資格要件について	○第4条 (1) 施設長 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 (2) 生活相談員 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 ○第19条第1項 (1) 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 (2) 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 (3) 社会福祉士 (4) 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 (5) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの ○ 施設長の具備すべき要件のうち抽象的要件についての判断基準 「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者を、当該要件を具備する者とする。

5 障がい者支援施設の職員配置基準等

項 目	根拠法令等	規 定 内 容 等
1 配置数	福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年12月27日福岡市条例第62号）	
(1) 共通の職員		○施設長 1人 施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、施設の管理上支障がない場合は、当該施設の他の業務に従事し、又は当該施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
(2) 生活介護を行う場合		(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 (2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算法で、次のとおり。 ①平均障害支援区分が4未満：利用者の数を6で除した数以上 ②平均障害支援区分が4以上5未満：利用者の数を5で除した数以上 ③平均障害支援区分が5以上：利用者の数を3で除した数以上 ④経過措置利用者以外の施設利用者であって、区分3（50歳以上の者は区分2）以下の者の数を10で除した数 ※看護職員：保健師または看護師もしくは准看護師。以下同じ。 (3) 看護職員 生活介護の単位ごとに1人以上 (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数 これらの者を確保することが困難な場合には、代わりに日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 (5) 生活支援員 生活介護の単位ごとに1人以上 1人以上は常勤でなければならない。 (6) サービス管理責任者 1人以上は常勤でなければならない。 ①利用者の数が60以下：1人以上 ②利用者の数が61以上：1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ○生活介護の単位とは、生活介護であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。
(3) 自立訓練（機能訓練）を行う場合		(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数 常勤換算法で、利用者の数を6で除した数以上 (2) 看護職員 1人以上 1人以上は常勤でなければならない。 (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上 これらの者を確保することが困難な場合には、代わりに日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 (4) 生活支援員 1人以上 1人以上は常勤でなければならない。 (5) サービス管理責任者 1人以上は常勤でなければならない。 ①利用者の数が60以下：1人以上 ②利用者の数が61以上：1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (6) 施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う自立訓練（機能訓練）を提供する場合、上記の員数に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置く。

5 障がい者支援施設の職員配置基準等

項 目	根拠法令等	規 定 内 容 等
(4) 自立訓練 (生活訓練) を行う場合		(1)生活支援員 常勤換算法で、利用者の数を6で除した数以上 1人以上は常勤でなければならない。 (2)サービス管理責任者 1人以上は常勤でなければならない。 ①利用者の数が60以下：1人以上 ②利用者の数が61以上：1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (3)健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合 生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算法で、利用者の数を6で除した数以上 生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上。 生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。 (4)施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う自立訓練（生活訓練）を提供する場合 上記の員数に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置く。
(5) 就労移行 支援を 行う場合		(1)職業指導員及び生活支援員 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算法で利用者の数を6で除した数以上 職業指導員及び生活支援員それぞれについては、1人以上 職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。 (2)就労支援員 常勤換算法で、利用者の数を15で除した数以上 (2)サービス管理責任者 1人以上は常勤でなければならない。 ①利用者の数が60以下：1人以上 ②利用者の数が61以上：1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 上記規定に関わらず、認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は次のとおりとする。 (1)職業指導員及び生活支援員 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算法で利用者の数を10で除した数以上 職業指導員及び生活支援員それぞれについては、1人以上 職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。 (2)サービス管理責任者 1人以上は常勤でなければならない。 ①利用者の数が60以下：1人以上 ②利用者の数が61以上：1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
(6) <u>就労継続 支援A型を 行う場合</u>		(1)職業指導員及び生活支援員 <u>職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算法で利用者の数を10で除した数以上</u> <u>職業指導員及び生活支援員それぞれについては、1人以上</u> <u>職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。</u> (2)サービス管理責任者 <u>1人以上は常勤でなければならない。</u> <u>①利用者の数が60以下：1人以上</u> <u>②利用者の数が61以上：1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u>
(7) 就労継続 支援B型を 行う場合		(1)職業指導員及び生活支援員 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算法で利用者の数を10で除した数以上 職業指導員及び生活支援員それぞれについては、1人以上 職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。 (2)サービス管理責任者 1人以上は常勤でなければならない。 ①利用者の数が60以下：1人以上 ②利用者の数が61以上：1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
(8) 施設入所 支援を 行う場合		(1)生活支援員 ①利用者の数が60以下：1人以上 ②利用者の数が61以上：1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。 (2)サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。 ○上記の施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は30人以上とする。

5 障がい者支援施設の職員配置基準等

項 目	根拠法令等	規 定 内 容 等
(9) 共通事項		○「利用者の数」とは、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は推定数とする。 ○障害者支援施設の職員（施設長を除く）は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに、専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者、又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
(10) 複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数		○昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満の場合は、施設長、医師及びサービス管理責任者を除く職員のうちの1人以上を常勤でなければならないとすることができる。 ○サービス管理責任者 1人以上は常勤でなければならない。 当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、 ①利用者の数が60以下：1人以上 ②利用者の数が61以上：1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
2 職員の資格	福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年12月27日福岡市条例第62号） 社会福祉法 社会福祉施設の長の資格要件について	○第5条 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 ○第19条第1項 (1) 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 (2) 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 (3) 社会福祉士 (4) 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 (5) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの ○施設長の具備すべき要件のうち抽象的要件についての判断基準 「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者を、当該要件を具備する者とする。

6 救護施設の職員配置基準等

項 目	根拠法令等	規 定 内 容 等
1 配置数	福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年12月27日福岡市条例第53号）	○施設長 1人 ○医師 1人以上 ○生活指導員 1人以上 ○介護職員 1人以上 ○看護師又は准看護師 1人以上 ○栄養士又は管理栄養士 1人以上 ○調理員 1人以上 ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、調理員を置かないことができる。 ○第7条 保護施設等の職員は、専ら当該保護施設等の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 ○第17条 1 救護施設には、施設長、医師、生活指導員、介護職員、看護師又は准看護師、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、おおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。
2 職員の資格	福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年12月27日福岡市条例第53号） 社会福祉法 社会福祉施設の長の資格要件について	○第6条 1 救護施設の施設長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 ○第19条第1項 (1) 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 (2) 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 (3) 社会福祉士 (4) 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 (5) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの ○施設長の具備すべき要件のうち抽象的要件についての判断基準 「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者を、当該要件を具備する者とする。